

財務省告示第百二十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年三月十七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百六十六回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十九号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用等
成十三年法律第七十五号以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において、あらかじめ定められた利率をその利率とし、価格競争入札において応募の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 口 八

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	入	決
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	行	定
者	特	国	発	競	加	場	入	争	入	行	争		の

争市場の特別参加者(以下「国債競争入札発行」という。)

も申込みのうち応募額を順次割り
 各申込みのうち応募額を案分
 各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により

各申込みのうち応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を案分により

価格を募入額により加重平均し
 価格を募入額により加重平均し
 価格を募入額により加重平均し
 価格を募入額により加重平均し

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	二					八					七 イ 払 込 金 額							
			行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加
平成二十年三月十七日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	五 百 二 十 九 億 三 百 十 七 万 四 千 円						千 三 百 八 億 七 百 八 十 四 万 八 千 円	四 十 五 億 八 千 四 百 五 十 七 万 五 千	九 十 五 億 八 千 四 百 五 十 七 万 五 千	五 十 一 万 五 千 五 百	一 兆 五 千 五 百 八 十 五 億 九 千 五 百		二 十 九 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 五 百	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七

十
三

十
一
口

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 争 札 非 入 価 発
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 札 非 入 価 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格

額 そ 額
面 れ 面
金 ぞ 金
額 れ の 額
百 必 百
円 募 円
に 価 につ
き 格 き
百 百 百
円 円 円
六 六 六
厘 厘 厘
の 上 の

(一) 年
○ ・ 六
パー
セント
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 金 期 利 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成二十年三月十七日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十年三月十五日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、支払期とし、各支払期におい
 毎年三月十五日及び九月十五日
 毎、その日以前六月間に属する

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子
 平成二十年九月十五日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。

へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に
 は、前記(一)の算式により算出
 た金額に当該非居住者又は外
 国法人が適用を受ける所得税
 の税率を乗じた金額を控除